

報告第8号

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について

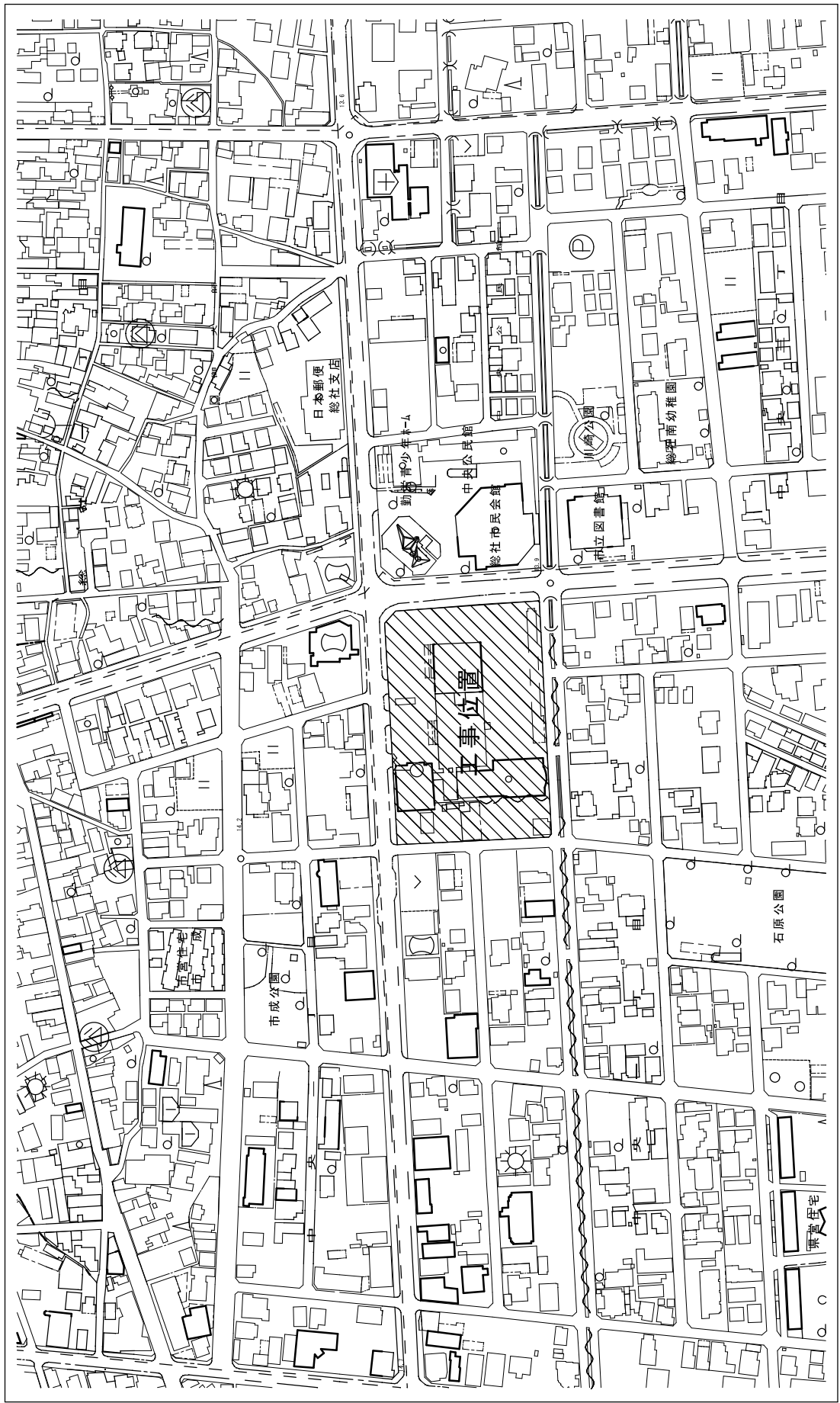
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを市議会に報告する。

令和5年10月10日提出

総社市長 片岡 聡 一

報告理由

令和5年1月12日付けで市議会の議決を得て工事請負契約を締結した総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【建築主体工事】において、工法等の変更による工事請負金額の増額が生じたため、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年9月25日に専決処分したものである。

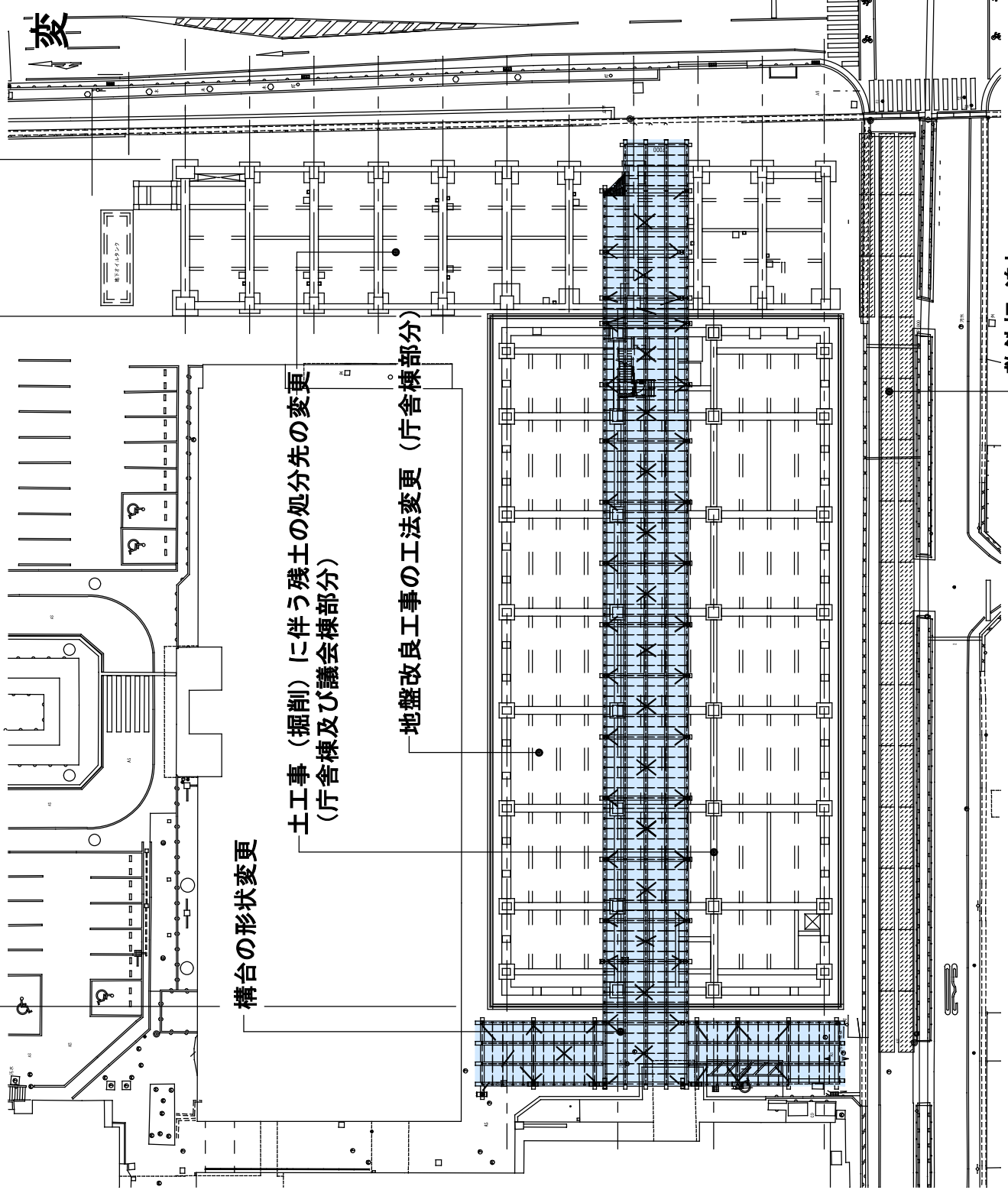


位置図

変更箇所図

議会議場部分

庁舎棟部分



構造の形状変更

土工事 (掘削) に伴う残土の処分先の変更
(庁舎棟及び議会議場部分)

地盤改良工事の工法変更 (庁舎棟部分)

敷鉄板 追加